

平成26年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎ 所管事項説明

- | | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 三重県新地震・津波対策行動計画の策定状況について …… | 1 |
| 2 | 三重県地域防災計画の見直しについて …………… | 1 2 |
| 3 | コンビナート事業所爆発事故の対応状況について …… | 2 4 |
| 4 | 三重県消防広域化推進計画の見直しについて …… | 3 3 |

○ 別冊

三重県新地震・津波対策行動計画（案）

平成26年2月3日

防災対策部

1 三重県新地震・津波対策行動計画の策定状況について

1 策定状況

三重県新地震・津波対策行動計画の策定については、平成25年度に、「県独自の対策、国の取組の方向性等をふまえた対策の拡充」、「特に注力すべき課題を解決するための『選択・集中テーマ』の設定」を行ったほか、市町や関係機関に対する意見照会、パブリックコメントによる意見募集を実施するなど、検討を重ねているところです。

このたび、現在の策定状況について、とりまとめを行いました。

(1) パブリックコメントの結果概要（別紙1）

平成25年12月25日（水）から平成26年1月23日（木）までの間、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ、4件のご意見がありました。

(2) 平成25年12月からの追記事項（別冊、別紙2～4）

平成25年12月の常任委員会でご説明した計画の概要、同月末に各委員宛にお送りした計画（案）以降、以下の追記等を行いました。

① 「第2章 計画策定の背景～地震被害想定～」を一部記載

本県の地震・津波対策を進めていく上で、想定すべき南海トラフ地震及び内陸直下型地震の考え方について、記載しました。

② 「第7章 減災効果」を一部記載

第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを第7章で示すこととしています。

現在、記載を予定している項目の整理を行いました。

③ コラム記事、有識者インタビュー記事の挿入

より深い理解の促進につながるよう、過去の震災の教訓等を紹介したコラム記事や、有識者から聴取したインタビュー記事を挿入しました。

④ 用語説明の追記

難解な専門用語について、巻末に用語集を追記しました。

2 今後の進め方

現在、取り組んでいる地震被害想定調査の結果を、本計画の第2章及び第7章に反映させるとともに、有識者インタビューの追加や写真等の挿入など誌面のさらなる充実も図ることにより、平成26年3月の公表に向けて、引き続き、策定作業を進めていきます。

**三重県新地震・津波対策行動計画（案）に対する
パブリックコメントの結果概要**

1 意見募集期間

平成25年12月25日（水）～平成26年1月23日（木）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重県防災対策部、三重の情報公開）への掲載
- (3) 市町及び防災関係機関あての文書照会
- (4) 防災企画・地域支援課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

| 郵送 | ファクシミリ | 電子メール | 合計 |
|----|--------|-------|----|
| 0 | 1 | 3 | 4 |

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

| 項 目 | 意見数 |
|-----------------------------|-----|
| 全体的な意見 | 1 |
| 第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～ | 0 |
| 第2章 計画策定の背景～地震被害想定～ | 0 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 0 |
| 第4章 計画の基本事項 | 0 |
| 第5章 行動計画 | 2 |
| 第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ | 1 |
| 第7章 減災効果 | 0 |
| その他 | 0 |
| 合 計 | 4 |

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

| 項 目 | 意見数 |
|------------------------------|-----|
| ① 文章の修正、記述の追加等により、計画案に反映するもの | 0 |
| ② 既に計画案に反映しているもの | 1 |
| ③ 今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの | 2 |
| ④ 何らかの理由で、計画案に反映することが難しいもの | 0 |
| ⑤ その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等） | 1 |
| 合 計 | 4 |

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

| | 意見概要 | 対応 |
|---|---|---|
| 1 | <p>災害対策基本法の改正により、指定避難所の指定、津波避難施設の整備等、同じ問題を市町毎で検討している。県内である程度同じ考え方をもって対応していくことができるよう、市町と共同で考え方をまとめる等、補助金の制度、データ提供だけでなく、「考え方」についてもリーダーシップをとっていくことを追加していただきたい。市町単位で検討しているため、隣の町へ行けば基準、考え方が異なってしまう。</p> | <p>③ 地震・津波対策は、地勢の違いや地域の実情など、それぞれに異なる事情を考慮に入れて、具体的な対策に取り組んでいくことが必要であり、このことについては、第6章の選択・集中テーマ「避難をあきらめないための対策を進める」の項においても述べたところです。</p> <p>しかしながら、ご意見の内容は、今後の市町に対する支援を効果的に進めていく上で必要な要素であることから、今後、本計画に盛り込んだ行動項目「避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援」等の取組を進めていく中で、各市町の実情を十分に把握するとともに、「三重県市町等防災対策会議」等を通じて、必要な情報の共有などを図っていきたいと考えています。</p> |

(第5章 行動項目)

| | 意見概要 | 対応 |
|---|--|---|
| 2 | <p>昨秋私の考案した「津波の消波装置」が特許査定されました。</p> <p>本装置は、海面と海中に設置した2枚のシートにより、破壊力を伴う津波先頭の高波部分に対して、強力なダメージを与え、その力を低減させ、被害の減少を意図するものです。</p> <p>今後、かなりの規模での実証実験が要求される企画です。大量のシートとロープが必要なため、繊維産業界が進出されることを期待します。</p> | <p>⑤ ご提案のありました意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>地域の安全・安心に役立つ情報を提供するため、避難情報・開設避難所情報など、災害時に、公共情報コモンズから提供される防災情報を充実させる取組が重要です。</p> <p>三重県での情報提供体制を強化するにあたり、利用可能な多様な手段の一つとして、公共情報コモンズ運用に向けた取組の推進を求めます。</p> | <p>③ 公共情報コモンズとは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどのさまざまなメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものです。</p> <p>この対応につきましては、現在、準備を進めているところであり、第5章の施策「災害時の情報収集・伝達体制の強化」においても、「多様な手段を用いて、県民の皆さんに災害情報を伝えていくための取組を進める」旨、明記しているところです。</p> <p>いただいたご意見をふまえ、早期の本運用に向けて、引き続き、取組を進めていきます。</p> |

(第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ)

| | 意見概要 | 対応 |
|---|--|--|
| 4 | <p>「防災」を特別なものとしてではなく、当たり前なものとして捉えていくには、学校等における児童生徒への教育が重要であり、その教育を受けたことによって、時を経ても代々、防災に対する考え方等が受け継がれていくものとする。</p> <p>この計画には、そのことが詳細に記載されており、教育の現場に計画を反映させやすくなっていると感じた。</p> | <p>② 児童生徒への防災教育については、第5章の施策の一つとして、「防災教育の推進」を位置づけたほか、第6章においても、「防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる」ことを、選択・集中テーマに掲げることにより、注力して取り組んでいくこととしています。</p> <p>引き続き、市町や地域等と連携して、防災教育の取組を強力に進めていきます。</p> |

第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～

第1章では、計画策定の背景として、東日本大震災の教訓、三重県における大規模地震発生時の緊迫性、これまでの地震対策の取組などを整理するとともに、これらをふまえ、三重県の今後の地震・津波対策の取組方向を示すこととする。

1 東日本大震災の教訓

- 想定をはるかに超える津波
- 不自由な生活環境
- 長期にわたる復興への道のり
- 揺れ、液状化による被害
- 被災地外からの支援活動

2 三重県における大規模地震発生時の緊迫性

南海トラフ全域を一体とした地震(M8～M9クラス)の今後30年以内の発生確率は60%～70%と大規模地震発生時の緊迫度が高い状況にある。

3 三重県のこれまでの地震対策

- 津波浸水予測調査の実施(H24.3)
- 三重県緊急地震対策行動計画の策定と推進(H23.10～H25.3)
- 命を守る緊急減災プロジェクトの推進(H24.4～H28.3)



4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題

13の「行動」を掲げ、緊急的に取り組む対策を実施。
津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなどの成果があった。
一方、県民意識調査により、震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつあることも確認された。

5 国の地震・津波対策の取組方向

- 災害対策法制の大幅な見直し → 災害対策基本法の改正
- 南海トラフ地震対策にかかる検討
・最大クラスの震度分布、津波高、人的・物的被害、経済被害、巨大地震対策の報告書
南海トラフ地震対策特別措置法

6 三重県の地震・津波対策の取組方向

南海トラフ沿いに位置する三重県では、これまで史実として、約100年から150年間隔で巨大地震が発生し、大きな被害を受けてきた。この周期によると、南海トラフ沿いでは、刻々と大規模地震発生時の緊迫度が増している状況にある。

県が、直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということである。理論上の最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に十全を期していく延長線上にあるものである。

新たな地震被害想定調査をはじめとする最新の知見も活用しつつ、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を進めていく。

第2章 計画策定の背景～地震被害想定～

第2章では、三重県の地震・津波対策の前提とする地震・津波についての考え方や特徴を述べるとともに、今回実施した地震被害想定調査の概要を示すこととする。

- 対策上想定すべき南海トラフ地震の考え方
- 対策上想定すべき内陸直下型地震の考え方
- 今回の地震被害想定調査の特徴
- 今回の地震被害想定調査結果の概要

→現在進めている三重県地震被害想定調査の結果をふまえ、同調査結果の公表時に記載

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、本計画の目的について、計画推進にあたっての三重県の決意として述べるとともに、「防災の日常化」のあるべき姿について説明する。また、自助・共助・公助の考え方に基づき、取組の推進にあたって、それぞれの取組主体に期待される役割についても整理する。

1 目的

- これまでの地震対策は、いかに予防策を講じていくかに主眼が置かれていた。本計画は、これに加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ること、そして、災害の長期化を念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまでを視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものである。
- 本計画は、過去最大クラスの南海トラフ地震への対策を基本としつつ、人命を救うための避難対策等にかかる対策については、理論上最大クラスの地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置いた上で策定するものである。

本計画に掲げた地震・津波対策の着実な実施

本計画では、それぞれの取組(行動項目)の達成はもとより、それらの取組を通じて、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざすこととする。



2 「防災の日常化」のあるべき姿

- 東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている
- 防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している
- 「自助」「共助」「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている

3 それぞれの取組主体に期待される役割

県民や事業者の皆さん、防災関係機関、市町、県など、それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進める

三重県新地震・津波対策行動計画（案）の概要（2/2）

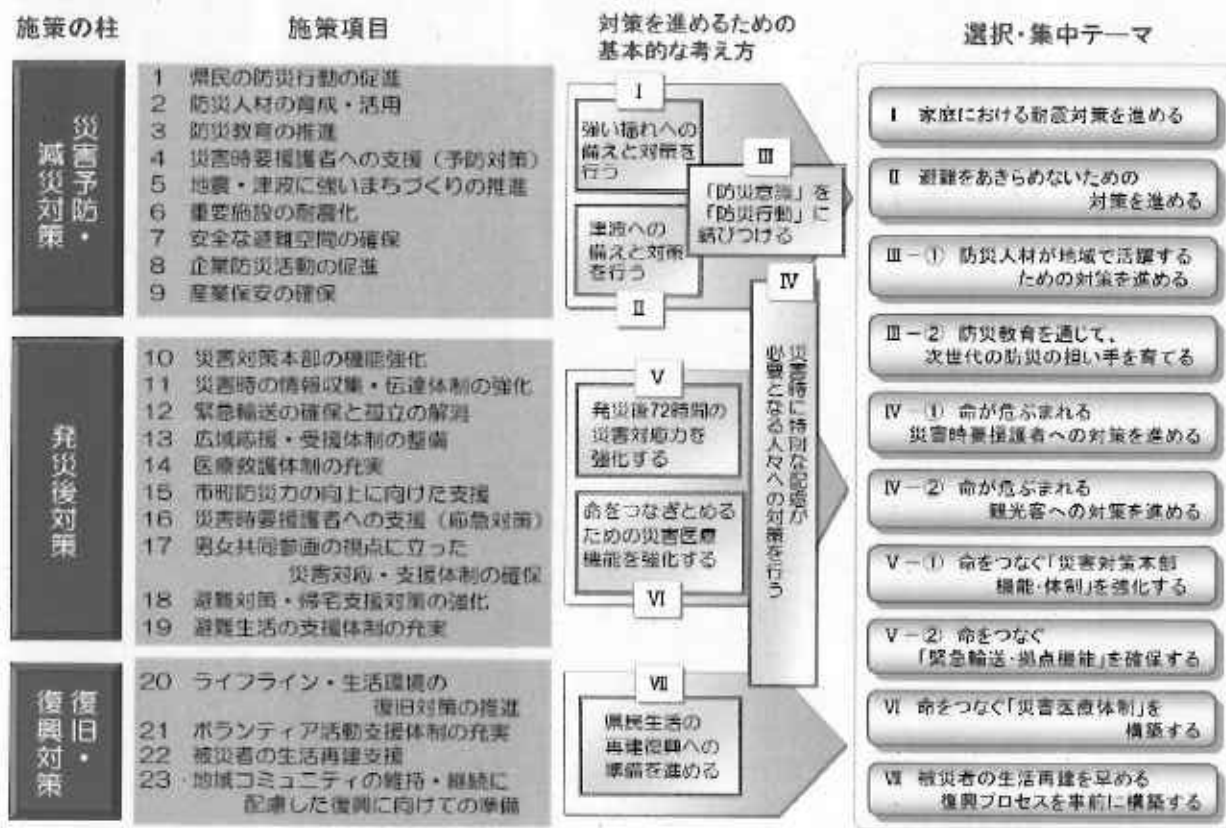
第4章 計画の基本事項

第4章では、まず、計画の位置づけについて述べるとともに、施策体系により、三重県の今後の防災・減災対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

- 津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路や海岸保全施設の整備など「みえ県民ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画
- 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）を推進するための行動計画

2 施策体系



3 計画期間

5年間（平成25年度～平成29年度）

第5章 行動計画

第5章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となる。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「地震・津波に強いまちづくりの推進」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進める。
→105の行動項目を掲載（再掲を含む）

2 発災後対策

「災害対策本部の機能強化」、「災害時要援護者への支援（応急対策）」など、災害発生直後（概ね発災後72時間以内）の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進める。
→116の行動項目を掲載（再掲を含む）

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備」など、災害から立ち直り、早期の回復を図ることにより、平穏な日常生活を取り戻し、活気のある地域を復活させるため、事前に講ずべき対策を進める。
→27の行動項目を掲載（再掲を含む）

中間案のとりまとめ時より、県独自の対策のほか、国の南海トラフ地震対策の最終報告等をふまえ、行動項目を追加するなど内容を拡充

第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ

第6章では、「県民の命を守り抜く」という観点から、特に注力すべき取組課題を「選択・集中テーマ」として設定し、対策の必要性について述べるとともに、テーマ実現に特に寄与する行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

第3章の「施策体系」-「対策を進めるための基本的な考え方」において、「県民の皆さんの命を守り抜く」という観点から、7つの基本方針を示した。この基本方針に沿って、本県が取り組むべき課題を、10の「選択・集中テーマ」として設定するとともに、テーマ実現に特に寄与すると考えられる行動項目を「重点行動項目」として選定。これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

- 家庭における耐震対策を進める
- 避難をあきらめないための対策を進める
- 防災人材が地域で活躍するための対策を進める
- 防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる
- 命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める
- 命が危ぶまれる観光客への対策を進める
- 命をつなく「災害対策本部機能・体制」を強化する
- 命をつなく「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- 命をつなく「災害医療体制」を構築する
- 被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する



第7章 減災効果

第7章では、第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを示すこととする。

→現在進めている三重県地震被害想定調査の結果をふまえ、同調査結果の公表時に記載

○は、中間案に掲載の行動項目
□は、国の南海トラフ大地震対策報告書等を参考として、平成26年度に追加の行動項目
※半ばは、第6回県民・集中チームにおいて、重点行動項目に位置づけられた行動項目

1 災害予防・減災対策

1 県民の防災行動の促進

- 住宅の耐震化の促進
- 家具固定、転倒防止対策の促進
- ガラス飛散防止対策の促進
- ブロック塀の耐震対策の促進
- 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
- 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
- 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の展開
- 津波避難に関する三重県モデルの促進
- 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施
- 家庭の耐震化につながる防災教育の実施
- みえの防災大賞の実施
- 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
- 出前トーク等による住民への周知啓発
- 体感・体験型の防災啓発の実施
- マスメディアを活用した防災啓発の実施
- 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化
- 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
- 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施
- 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘

2 防災人材の育成・活用

- 「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用
- 自主防災組織リーダー等の人材育成
- 女性防災人材の育成
- 企業防災担当者の人材育成
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
- 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施
- 防災現場における男女共同参画の推進
- みえの防災大賞の実施(再掲)

3 防災教育の推進

- 防災ノート等の活用による防災教育の推進
- 学校防災リーダーの養成
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用
- 教職員研修の充実
- 家庭の耐震化につながる防災教育の実施(再掲)
- 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施
- 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施(再掲)

4 災害時要援護者への支援(予防対策)

- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進
- 児童福祉施設の耐震化の促進
- 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備
- 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施(再掲)
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施(再掲)

5 地震・津波に強いまちづくりの推進

- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 緊急輸送道路の整備
- 道路啓開対策の推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進
- 海岸堤防における地震・津波対策の推進
- 河川堤防における地震・津波対策の推進
- 港湾施設の防災・減災対策の推進
- 漁港施設の防災・減災対策の推進
- 水門・排水機場の耐震化の推進
- 障子の開閉動力化の推進
- 下水道施設の耐震化
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化
- 漁船や養殖施設の減災対策の促進
- 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
- 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
- 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

6 重要施設の耐震化

- 公立小中学校の耐震化の促進
- 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進
- 私立学校の耐震化の促進
- 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施
- 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施
- 災害拠点病院等の耐震化の推進
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進(再掲)
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進(再掲)
- 児童福祉施設の耐震化の促進(再掲)
- 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進
- 県有建築物の耐震化の推進
- 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

7 安全な避難空間の確保

- 市町が進める津波避難路の整備促進
- 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進
- 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進
- 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保
- 電線類地中化の推進
- ブロック塀の耐震対策の促進(再掲)
- 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進
- 自動販売機の耐震対策の促進
- 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討
- エレベーター 閉じ込め事故対策の促進

8 企業防災活動の促進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知(再掲)

9 産業保安の確保

- 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施
- 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底
- 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施

2 発災後対策

10 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- 新たな防災情報プラットフォームの構築
- 三重県業務継続計画(BCP)の策定
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- 図上訓練の実施
- 防災関係機関との連携強化
- 初動警察体制の強化
- 災害発生時における非常通信の確保
- 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保
- 災害対策本部活動スペースの確保の検討
- 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討
- 海底地震観測網を活用した情報の確保
- 職員の防災対策の推進
- 職員の情報伝達訓練の実施
- 職員の防災研修の実施
- 非常時に備えた通信統制訓練の実施
- 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
- 交番・駐在所の防災機能の強化
- 災害時の出納業務の対応能力の向上

11 災害時の情報収集・伝達体制の強化

- 新たな防災情報プラットフォームの構築(再掲)
- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
- 市町の防災行政無線(屋外スピーカー等)の総点検の結果をふまえた改善
- 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進(再掲)
- 緊急速報メールの市町への導入促進
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討
- 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

12 緊急輸送の確保と孤立の解消

- 発災時における集落の孤立可能性の把握
- 緊急輸送道路の整備(再掲)
- 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進
- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消(再掲)
- 道路啓開対策の推進(再掲)
- 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化
- 港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)
- 港湾機能継続計画の策定
- 漁港施設の防災・減災対策の推進(再掲)

13 広域応援・受援体制の整備

- 広域防災拠点の整備・機能強化
- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 近隣府県との連携訓練の実施
- 警察災害派遣隊の運用
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化
- 市町広域火災実施体制整備の促進

14 医療救護体制の充実

- 災害拠点病院等の耐震化の推進(再掲)
- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進
- 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- 救急告示医療機関のEMIS参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有
- 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- 地域における災害医療ネットワークの構築
- SCUの機能の確保
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)
- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

15 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援(再掲)
- 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立
- 常備消防の充実強化
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 消防団の活動促進
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)

16 災害時要援護者への支援(応急対策)

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
- 「避難所情報伝達キット(絵表示・多言語一つ・た・わ・るキット)」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

- 女性防災人材の育成(再掲)
- 防災現場における男女共同参画の推進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

18 避難対策・帰宅支援対策の強化

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
- 市町の避難整備計画作成の促進
- 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援
- 避難所視点から見た災害リスクの見える化
- 避難誘導等における危機回避
- 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進(再掲)
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 観光客への対応を想定した訓練の実施
- 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上(再掲)
- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
- 災害時帰宅支援ステーションの周知

19 避難生活の支援体制の充実

- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット(絵表示・多言語一つ・た・わ・るキット)」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの災害対策ガイドライン(仮称)」の策定・普及

3 復旧・復興対策

20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

- 災害廃棄物処理計画の策定
- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 下水道施設の耐震化(再掲)
- 下水道地震・津波BCP計画の策定
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化(再掲)
- 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進(再掲)

21 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

22 被災者の生活再建支援

- 住宅相談体制の構築
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- 企業向け防災対策融資制度の周知
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

- 「三重県復興指針(仮称)」の策定
- 住宅復興計画策定のための事前検討
- 震災復興に関する市町への情報提供
- 復旧・復興期にまで視野を広げた防災啓発の実施
- 地震津波に強い都市計画指針検討
- 地籍調査の促進
- 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用

I 強い揺れへの備えと対策を行う

選択・集中テーマ：家庭における耐震対策を進める

- ◆住宅の耐震化の促進
- ◆部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
- ◆家具固定、転倒防止対策の促進
- ◆防災ノート等の活用による防災教育の推進

II 津波への備えと対策を行う

選択・集中テーマ：避難をあきらめないための対策を進める

- ◆津波避難に関する三重県モデルの促進
- ◆海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- ◆大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- ◆地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘
- ◆防災ノート等の活用による防災教育の推進(再掲)
- ◆海岸堤防における地震・津波対策の推進
- ◆河川堤防における地震・津波対策の推進

III 「防災意識」を「防災行動」に結びつける

選択・集中テーマ①：防災人材が地域で活躍するための対策を進める

- ◆「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用
- ◆市町、地域、企業等における防災人材の活動支援
- ◆女性防災人材の育成
- ◆津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- ◆三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

選択・集中テーマ②：防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる

- ◆学校防災リーダーの養成
- ◆防災ノート等の活用による防災教育の推進(再掲)
- ◆防災に関する学校と地域との連携の推進
- ◆「学校における防災の手引」の活用

IV 災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う

選択・集中テーマ①：命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める

【障がい者・高齢者】

- ◆災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- ◆福祉避難所の指定等の促進
- ◆介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進
- ◆災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施
- ◆災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

【外国人住民】

- ◆外国人住民を対象とした防災啓発の実施
- ◆「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- ◆「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進

選択・集中テーマ②：命が危ぶまれる観光客への対策を進める

- ◆主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- ◆災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
- ◆大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結(再掲)
- ◆観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
- ◆観光客への対応を想定した訓練の実施

V 発災後72時間の救助力・輸送力を強化する

選択・集中テーマ①：命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する

- ◆災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- ◆津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討
- ◆職員の防災対策の推進
- ◆三重県業務継続計画(BCP)の策定
- ◆海底地震観測網を活用した情報の確保
- ◆新たな防災情報プラットフォームの構築

選択・集中テーマ②：命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する

- ◆広域防災拠点の整備・機能強化
- ◆緊急輸送道路の整備
- ◆高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- ◆道路啓開対策の推進
- ◆緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ◆総合防災訓練(実動訓練)の実施

VI 命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する

選択・集中テーマ：命をつなぐ「災害医療体制」を構築する

- ◆災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- ◆災害拠点病院等の耐震化の推進
- ◆災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- ◆SCUの機能の確保
- ◆地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- ◆地域における災害医療ネットワークの構築
- ◆避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)

VII 県民生活の再建復興への準備を進める

選択・集中テーマ：被災者の生活再建を早める復興プロセスを

事前に構築する

- ◆「三重県復興指針(仮称)」の策定
- ◆住宅復興計画策定のための事前検討
- ◆災害廃棄物処理計画の策定
- ◆被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- ◆地震津波に強い都市計画指針検討

